

施工箇所が点在する工事の積算方法について
の運用マニュアル

平成29年1月

熊本市農水局

農政部

1. はじめに

施工箇所が点在する工事を発注する場合は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を一括して設計額を算出していますが、設計額と実際に要する費用との間に乖離を生じる場合があります。

このため、設計額を構成する各経費の内容を踏まえて、施工箇所が複数ある工事について、工事箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を可能とするものである。

2. 対象工事

施工箇所が複数あり、施工箇所の点在範囲が1 km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一施工箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断するもの。

- ① 工箇所が複数ある工事のうち、再入札契約手続き案件の工事を対象工事とする。
- ② これまでの実績から入札参加者が見込まれない工事については、新規入札手続き案件についても可とする。

注) 年間を通して業務を実施する委託（単価契約）等は対象外とする。

3. 工事箇所の設定方法

直径1 km程度を超える点在箇所については、別地区として取扱い、地区ごとに間接工事費（共通仮設費・現場管理費）を算定する。

4. 特記仕様書及び土木工事施工条件明示一覧表への記載

- 1) 特記仕様書に本運用の対象工事であることを明示する。

<特記仕様書への記載例>

第◇条 施工箇所が点在する工事の積算方法の工事

(1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『○○地区（施工箇所○○、○○）、△△地区（施工箇所○○）、□□地区（施工箇所○○）（以下、対象地区という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法の工事」である。

(2) 本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。

なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

一般管理費については、対象地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

[注] 『○○地区（施工箇所○○、○○）』『△△地区（施工箇所○○）』『□□地

区（施工箇所〇〇）』の部分には、共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区名を記載する。

2) 土木工事施工条件明示一覧表において、共通仮設費（積み上げ分）の数量が地区毎に分かれるものは、地区毎の数量の内訳を明示する（例：交通誘導員 〇〇地区20 人日、△△地区25 人日、．．．）。

5. 施工箇所が点在する工事の積算方法について

1) 施工箇所の取り扱い

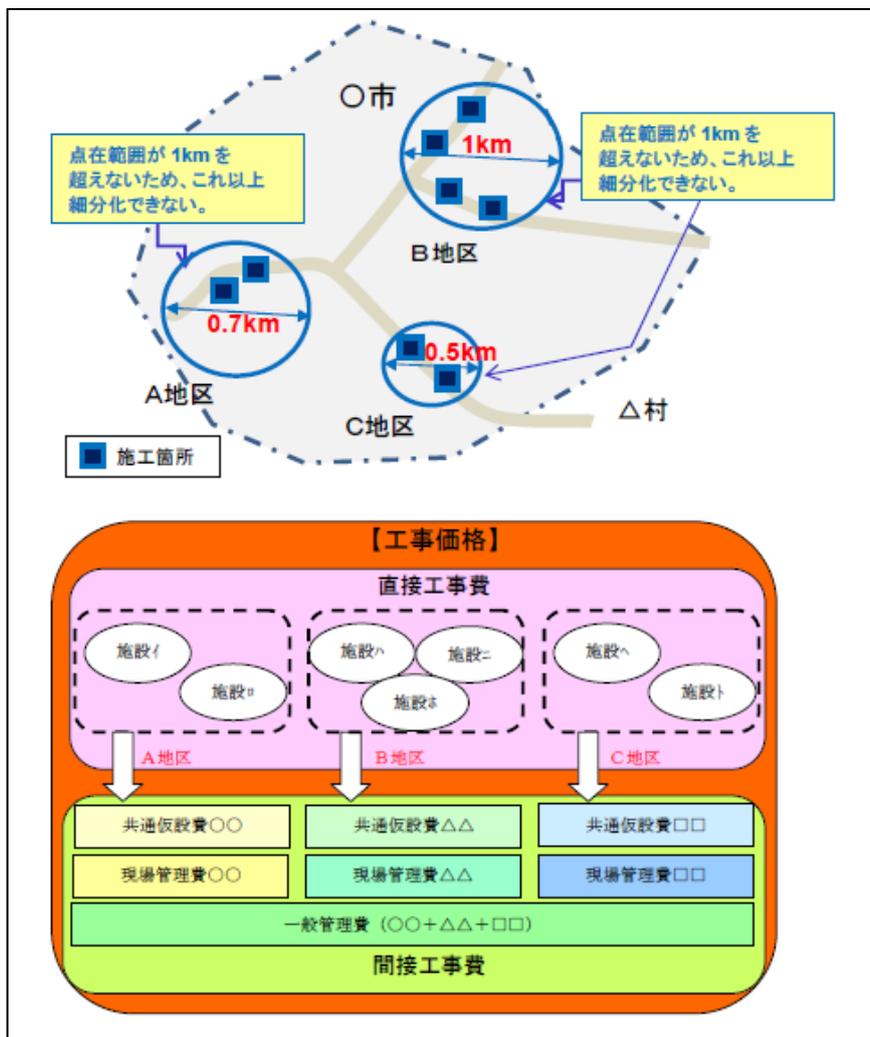
- ・原則として、地区を設定した上で、点在範囲が1 k m程度を越えなくなる回数を限度に細分できることとする。（図1、図2参照）

2) 本運用の基本的な考え方

- ・共通仮設費及び現場管理費については、地区毎に算出した合計額とする。
- ・一般管理費等については、地区毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

※施工箇所が点在する工事のイメージ図

(図1)



※施工箇所が点在する工事の積算イメージ

従 来：（A地区直接工事費＋B地区直接工事費＋C地区直接工事費）×間接費率
 本運用：（A地区（施工箇所a）直接工事費×間接費率）
 ＋（B地区（施工箇所b）直接工事費×間接費率）
 ＋（C地区（施工箇所c）直接工事費×間接費率）
 ※一般管理費等は通常どおり

付則

この運用基準は、平成29年1月4日から施行する。